

4.2 受給権付与基準

ドイツの企業年金では、通常退職年齢に達しなければ受給権が付与されないのが通例であったが、事業主の故意の解雇による受給権の剥奪への対応として、2001年の年金改革により、受給権付与基準の設定が行われた。

<受給権付与基準> 30歳に達した後に退職した者で、5年以上の加入期間を持つ者

4.3 支払保証制度

ドイツの支払保証制度は「年金保障協会（PSVaG：Pension-Sicherungs-Verein）」が実施主体である。老齢企業年金改革法（1974年）に基づき、前述の「直接約定（引当金制度）」、「共済金庫（共済基金）」、「直接保険（一定の場合）」、「年金基金」を実施する企業に対して強制的に適用されている。

保険料は「年金債務額×0.18%」（2008年）であり、毎年支払保証の多寡により変動する仕組みである。保証水準は公的年金の標準報酬月額¹の3倍が保証月額²の上限となっている。保証事由は企業年金の支払不能の場合に適用がなされる。2008年の実施状況としては、保証プラン数454プラン、新規受給者数7,214人、支払い保証額248百万ユーロであった。支払い保証制度の最近の実施状況は〔図表 補2-3〕を参照。

〔図表 補2-3〕 支払い保証制度の実施状況（Insolvenzübersicht des PSVaG）

年度	倒産プラン数	支給対象者数	支給金額
2006年	654	13,863人	369ユーロ
2007年	502	11,884人	435ユーロ
2008年	454	7,214人	248ユーロ

出典：PSVaG（2008）“Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit Bericht über das Geschäftsjahr 2008”，14頁

5 ドイツの私的年金制度

5.1 リースター年金

ドイツでは、2001年改革において公的年金制度の給付水準の引下げを代替する目的で公的年金制度を補完する目的で、2002年1月に任意加入の国庫補助（国の補助金及び所得控除）による個人積立勘定（拠出建て）での補足的老後保障制度「リースター年金」（Riester Rente）が導入された。リースターとは当時の社会労働大臣であったリースター氏（W.Riester）の名前に由来するものである。

加入者の掛金に対して政府が補助金支給（基礎助成金、児童助成金）または所得控除（保険料の所得控除）を行うものであり、低所得者や子供の人数が多いほど政府の補助が手厚くなるものである。但し、リースター年金には拠出上限（2010年までに4%へ段階的に引き上げ）が設定されている。加入対象者は基本的に公的年金の強制被保険者であり、任意加入者

等は除外されている（リースター年金加入対象者の配偶者については一定の要件の下で加入が認められる）。リースター年金は個人年金方式のみではなく、企業年金方式（前述の直接保険、年金金庫、年金基金）でも加入できる。

5.2 リースター年金プランの種類

① 私的年金保険プラン（Private Rentenversicherung）

最低保障利回り（現在 2.75%）が設定されており、積立と保険を結び合わせたもの。

② 銀行貯蓄プラン（Bankspaarplan）

確定利回りの預金。リスクは極めて少ないが収益の増加も少ない。

③ 投資貯蓄プラン（Fondssparplan）

投資ファンドに投資するもの。最低利回りは保障されないが元本は保証される。加入者が収益とリスクを選択する。

5.3 リースター年金の条件

- ① 定期的（または任意の時期）に掛金が拠出されること
- ② 年金は 60 歳前又は公的年金支給開始前に支給されないこと
- ③ 元本保証がなされていること
- ④ 年金は終身給付が保障されていること（但し、85 歳到達までの分割払いとする事は可能であるが、その場合は支給開始時点で 85 歳以降の終身年金保険を購入すること）
- ⑤ 障害保障及び遺族保障を付加できること（但し、遺族年金は本人に支給されるものより優遇されるものであってはならない）
- ⑥ 保険料拠出の中断及び解約を認めること
- ⑦ 2006 年以降締結された老後保障契約は性中立的な保険料率の設定がなされていること
- ⑧ 投資に関する情報提供（投資方針、管理費用、運用機関変更に伴う費用等）が適切にわかりやすく提供されること
- ⑨ 老後保障契約・積立金が差押えなどから保護されること

リースター年金の国による助成金額は〔図表 補 2-4〕、特別控除額は〔図表 補 2-5〕、積立限度額は〔図表 補 2-6〕、導入件数は〔図表 補 2-7〕を参照。

〔図表 補 2-4〕 リースター年金の助成金（Riester-Zulagen）

年度	基本手当（Grundzulage）		児童手当（Kinderzulage）
	単身	夫婦	子供 1 人当たり
2002 年以降	38 ユーロ	76 ユーロ	46 ユーロ
2004 年以降	76 ユーロ	152 ユーロ	92 ユーロ
2006 年以降	114 ユーロ	228 ユーロ	138 ユーロ
2008 年以降	154 ユーロ	308 ユーロ	185 ユーロ（2008 年以降誕生の子については 300 ユーロ）

出典：藤本健太郎（2010）『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビックバン研究会 2005 年度 年次総会（2005.9.8 開催）報告論文,大分大学（<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprcl>,2010.3.1）

〔図表 補 2-5〕 リースター年金の特別支出控除 (Sonderausgabenabzug)

年度	特別支出控除上限額 (年間拠出限度額)
2002 年以降	525 ユーロ
2004 年以降	1,050 ユーロ
2006 年以降	1,575 ユーロ
2008 年以降	2,100 ユーロ

出典：藤本健太郎 (2010) 『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビクバン研究会 2005 年度 年次総会 (2005.9.8 開催) 報告論文,大分大学 (<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/>,2010.3.1)

〔図表 補 2-6〕 リースター年金の積立限度額

年度	積立限度額
2002 年以降	所得の 1%
2004 年以降	所得の 2%
2006 年以降	所得の 3%
2008 年以降	所得の 4%

出典：藤本健太郎 (2010) 『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビクバン研究会 2005 年度 年次総会 (2005.9.8 開催) 報告論文,大分大学 (<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/>,2010.3.1)

〔図表 補 2-7〕 リースター年金の導入件数

年度	合計件数
2002 年末時点	337.1 万件
2005 年末時点	563.1 万件
2008 年末時点	1,214.7 万件

出典：齋藤温子 (2009) 「ドイツの確定拠出型個人年金制度 (リースター年金) の現状」野村資本市場研究所 資本市場クォータリー 2009 Autumn, (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/>, 2010.3.1)

5.4 リュールupp年金

ドイツでは、2005 年 1 月に、主に自営業者を対象に退職後のための貯蓄を推奨することを目的に税制優遇年金として個人積立勘定 (拠出建て) での任意加入の私的年金制度である、「リュールupp年金」(Rrup Rente) が導入された。リュールuppとはドイツの年金専門家であるリュールupp氏の名前に由来するものである。リュールupp年金は、所得控除 (保険料の所得控除) という政府の補助があり、控除限度額は〔図表 補 2-7〕参照。なお、リースター年金のような拠出限度額はない。

5.5 リュールップ年金としての条件

- ① 60歳支給とすること
 - ② 終身給付が保障されていること（保険会社と締結）
 - ③ 保険料の支払い方法の変更を可能とすること（月払い、年払い）
 - ④ 年金請求権は、相続、譲渡、担保設定、一時金換金不可とすること
- リュールップ年金の控除限度額は〔図表 補 2-8〕を参照。

〔図表 補 2-8〕 リュールップ年金の控除限度額

単身	夫婦
2万ユーロ	4万ユーロ

出典：小笠原章・中嶋邦夫『私的年金が強化されるドイツ年金制度』ニッセイ基礎研 REPORT 2006年12月号,ニッセイ基礎研究所, (<http://www.nli-research.co.jp/report/report/>, 2010.3.1)

6 企業年金をめぐる近年の諸環境と課題等

6.1 近年の諸環境

ドイツでも少子高齢化が進展し、2001年の公的年金改革により給付水準の引き下げ（所得代替率の70%から67%への引き下げ）が行われ、その代替手段として、企業年金の5つ目の形態である「年金基金」（ペンションファンド）が新たに導入されたり、主に一般労働者を対象とした（社会保険料納付自営業者及び主婦等も適用可能）私的年金の助成として「リースター年金」が導入されたりと、数々の改革が実施されている。さらに2005年には、自営業者を対象とした任意加入の私的年金制度「リュールップ年金」が導入され、公的年金の給付水準の引き下げに対する補完的対策が行われてきた。ドイツでは公的年金の水準低下を、リースター年金等の導入によって補完し、そのための国の助成（補助金の支給と所得控除）を充実させ、企業年金と個人年金の普及を強く推し進めている。リースター年金が普及して来た背景には、個人への直接的補助である補助金の支給が大きな効果を発揮していると考えられる。

6.2 課題等

ドイツの合計特殊出生率は1967年以降低下を続け、1960年代に約2.5%であった合計特殊出生率は徐々に低下し、現状では約1.37%（2007年）という状況である。日本と同様にドイツの年金制度における構造的課題であり、出生率の向上策が必要と言えよう。

また、ドイツの公的年金については被用者が強制適用であるのに対して、自営業者や無業者については任意加入であり、全国民が強制適用されている訳ではない。そのため、一部の無年金者への老後所得保障については、社会扶助に統合された「基礎保障」で対応を行っており、この無年金者への対応が課題となろう。さらに、2001年の公的年金改革により給付水準の引き下げ（所得代替率の70%から67%への引き下げ）が行われ、2007年の「年金保

「退職年齢調整法」では、公的年金の支給開始年齢が2012年から2029年にかけて65歳から67歳に引き上げが行われ、公的年金の役割は相対的に小さくなっていく状況にある。そのため、企業年金・個人年金の役割は今後ますます重要となつてこよう。企業年金・個人年金のさらなる普及が今後の課題である。ドイツの年金制度に対する課題は、我が国と共通する面を多く有しており、その対応策を検討するに当たり参考にならう。

参考文献

- 有森美木（2010）「各国の年金制度ドイツ」『年金と経済』2010.1 VoL.28 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構. 128-131 頁.
——（2008）「各国の年金制度ドイツ」『年金と経済』2008.1 VoL.26 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構. 77-80 頁.
——（2005）「諸外国の年金制度とその改革の動向」『年金と経済』2005.10 VoL.24 No.3, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構. 70-76 頁.
- 府川哲夫（2008）「グローバル化と年金」『年金と経済』2008.1 VoL.26 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構.4-10 頁.
- 厚生年金基金連合会編（2008）『企業年金に関する基礎資料』平成21年12月発行. 372-378 頁.
——編（1999）『海外の年金制度 日本との比較検証』東洋経済新報社.
- 渡邊絹子（2002）「ドイツ企業年金改革の行方—公私の役割分担をめぐって」『日本労働研究雑誌』2002.7 No504. 46-58 頁.
- 藤本健太郎（2010）『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ピクバン研究会 2005 年度年次総会（2005.9.8開催）報告論文,大分大学 (<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/2010.3.1>).
- 小笠原章・中嶋邦夫『私的年金が強化されるドイツ年金制度』ニッセイ基礎研 REPORT 2006 年 12 月号,ニッセイ基礎研究所, (<http://www.nli-research.co.jp/report/report/,2010.3.1>).
- 齋藤温子（2009）「ドイツの確定拠出型個人年金制度（リースター年金）の現状」野村資本市場研究所 資本市場クォーターリー 2009 Autumn, (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/, 2010.3.1>).
- 佐野邦明「ドイツのリースター年金」『月刊 企業年金』2010 2 号 Vol.29, No.2, 三菱 UFJ 信託銀行. 36-39 頁.
- PSVaG (PENSION-SICHERUNGS-VEREIN) (2008) 『Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit Bericht über das Geschäftsjahr 2008』 (PSVaG 2008 年事業報告書).

「老後保障の観点から見た企業年金評価に関する研究」 (H21-5)

平成 22 年 3 月

(編集・発行) 財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪 1 丁目 3 番 13 号 NBF 高輪ビル 4 階

電話 : 03-5793-9411 (年金シニアプラン総合研究機構 総務企画部 代表)

FAX : 03-5793-9413

URL : <http://www.nensoken.or.jp/>

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。
これらの許諾につきましては年金シニアプラン総合研究機構までご照会ください。

200901030A (資料)

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

老後保障の観点から見た企業年金評価に関する研究

平成 21 年度 総括研究報告書

第 2 部 (資料編)

平成 22 年 3 月

財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪 1 丁目 3 番 13 号 NBF 高輪ビル

TEL: 03-5793-9411

FAX: 03-5793-9413

URL: <http://www.nensoken.or.jp>

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

老後保障の観点から見た企業年金評価に関する研究

平成 21 年度 総括研究報告書

第 2 部 (資料編)

平成 22 年 3 月

財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪 1 丁目 3 番 13 号 NBF 高輪ビル

TEL: 03-5793-9411

FAX: 03-5793-9413

URL: <http://www.nensoken.or.jp>

「老後保障の観点から見た企業年金評価に関する研究」

【第2部（資料編）】

目 次

【第2部（資料編）】

アンケート実施概要.....	i
資料1 アンケート調査票	1
資料2 企業年金制度のあり方に関するアンケート調査の集計結果サマリー	19
資料3 企業年金制度のあり方に関するアンケート調査結果の詳細分析	47
別表1：属性グループのサンプル数と相互関係	63
別表2：属性グループ別の集計結果	66
別表3：潜在クラス分析の結果	149
資料4 本研究会の論点整理	164

アンケート実施概要

A. アンケートの目的

本研究において、国民の老後保障に資する制度であるかという観点から、「理想的な」企業年金の要件を考察するために、国内企業及び有識者が企業年金をどのように考え、老後保障の観点から見た企業年金に求められる要件について何を重要と考えているのかを明らかにするために、アンケート調査を実施したものである。

具体的には、国内企業（1・2 部上場企業、非上場企業）3,148 社、及び厚生年金基金、日本年金数理人会・日本年金学会等の有識者 1,611 人に対して「企業年金のあり方に関するアンケート」調査を行い、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金に対する税制優遇の可否、そして企業及び有識者が考える企業年金に求められる要件から理想的な企業年金像の調査を行った。非上場企業については東京商工会議所、大阪商工会議所、仙台商工会議所、福岡商工会議所のご協力を得て実施。有識者については企業年金連合会、日本年金数理人会、日本年金学会、退職給付ビックバン研究会等のご協力を得て実施した。

アンケートにご協力を頂きました、各商工会議所、企業年金連合会、各厚生年金基金、日本年金数理人会、日本年金学会、退職給付ビックバン研究会の関係者及びアンケートにご回答を頂きました皆様にはこの場を借りて御礼申し上げます。

B. アンケート実施方法

アンケートは調査対象企業及び有識者へ調査票を郵送し、郵送で回収する郵送調査方式で調査を実施した。なお、非上場企業、日本年金数理人会員、日本年金学会員については各商工会議所及び各学会を通して調査票を配布させて頂いた。

調査票は、企業用と有識者用で2種類を作成し、Q-1は企業と有識者で分け、Q2～Q4は同じ設問とした。集計は、Q-1は企業と有識者で分けて集計し、Q2～Q4は企業と有識者を合わせて集計を実施した。

C. アンケート実施に際して

本アンケートでは、国内企業及び有識者が老後保障の観点から見た企業年金に求められる要件として何を重要と考えているのかを明らかにしたいと考え、本研究会で考えられるいくつかの要件について、アンケート項目として提示をした（次頁参照）。なお、これらは考えられる要件であり、指標として確定したものではない。

【考えられる企業年金に求められる要件】

項目	考えられる要件
(1) 情報開示	① 年金制度の概要や仕組み（何歳からいくら貰えるか等）について、加入者に説明されていること
	② 退職後の年金受取予想額について、加入者に通知されていること（加入者に案内を送付またはインターネット等でのシュミレーションが可能等）
	③ 年金で受給することの大切さについて、加入者に説明されていること
	④ 年金制度の財政状況について、年1回以上加入者及び受給者に情報提供されていること
	⑤ 退職後の生活設計支援活動（退職者セミナー等）が、加入者に対して実施されていること
(2) 給付設計	① 制度加入要件として、職種・年齢・勤続年数などに関係なく一律に加入資格を与えること
	② 非正規社員についても加入対象者としていること
	③ 勤続期間が短い者が著しく不利益にならないこと
	④ 年金給付額が予め定められており、将来の年金額が一定の計算式により確定していること
	⑤ 終身年金（死ぬまで支給される年金）の選択肢があること
	⑥ 退職者の多くが終身年金を選択するような設計であること
	⑦ 遺族年金の仕組みがあること
(3) 物価変動リスクへの対応	① 賃金変動が支給開始時の年金額に反映される仕組みであること
	② 物価変動に応じて支給開始後の年金額が改定される仕組みであること
	③ 資産運用結果に応じて支給開始後の年金額が変動する仕組みであること
(4) 受給権保護	① 転職の際、転職先への年金資産の移換（ポータビリティ）が確保されている制度であること
	② 給付条件、給付金額が将来に向けて不利益変更（給付引下げ）される可能性が低いこと
	③ 積立水準をチェックする機能などの仕組みが整備されていること
	④ 積立不足になった場合に、回復計画がきちんと立てられ、かつ計画通りに実行されること
	⑤ 年金制度が破綻した場合に備える支払保証制度の適用対象であること
	⑥ 年金制度の意思決定・管理運営に加入者の意見が反映できる仕組みであること
(5) 給付水準	① 給付水準が一定水準以上あること
(6) 資産運用	① 年金運用の「運用基本方針」が定められていること
	② 運用委員会において定期的にリスク管理が議題とされていること
	③ 運用に関して専門知識を有する担当者及び運用執行理事が在籍すること
	④ 毎年の資産運用結果について加入者へ情報提供がなされていること
	⑤ 議決権行使についての基準を有するか、運用機関に対して議決権の行使を求めかつ行使結果について報告を求めていること
	⑥ 社会的責任投資（SRI）を考慮に入れた運用が行われていること
(7) 母体企業・年金制度の財務状況	① 母体企業の財務力があること
	② 年金資産が非継続基準で最低積立基準額の100%以上であること
	③ 年金資産が継続基準で責任準備金の100%以上であること

D. アンケート集計

本アンケートの調査票については、資料1として掲載した。本アンケートの単純集計結果サマリーについては、資料2にまとめた。なお、本アンケート結果についての詳細分析については、回答者を属性によりいくつかのグループに分け、それぞれの回答の特性を分析し、資料3としてまとめた。

資料1 「アンケート調査票」

「企業年金制度のあり方」に関するアンケート調査票（企業用）

「企業年金制度のあり方」に関する調査について（ご依頼）

財団法人 年金シニアプラン総合研究機構
(<http://www.nensoken.or.jp>)

【注】本アンケートは貴社の人事戦略または退職金・年金ご担当者の方をお願い致します。
本アンケートのご回答所要時間は約30分です。

【調査のお願い】

＜本調査の目的＞

- 我が国の企業年金制度は公的年金制度と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しており、少子高齢化の進展を背景に企業年金制度の国民の老後保障への役割は今後更に重要なものになっていくものと思われまます。
そのため、当機構では国から厚生労働科学研究費を受けて、今後の企業年金制度がどうあるべきかについての考察を行うことと致しました。本調査はその一環として、老後保障の観点から見た企業年金に求められる要件の検討を行うことを目的にアンケート調査を行い、当該研究の基礎資料とさせて頂くものです。
- 本調査は国内企業及び有識者を対象に実施するものです。国内企業につきましては東証1・2部上場企業の他、日本商工会議所、東京商工会議所、大阪商工会議所、〇〇商工会議所、〇〇商工会議所のご協力を頂き、非上場企業を含む約3,500社に調査票をご送付しています。回答結果は全て統計的に処理し各企業名や個別のご回答内容が公になることはありません。
- ご回答は直接アンケート用紙にご記入頂き、アンケート用紙へのご記入が終了したら同封の返信用封筒にて、ご返送頂きますようお願い申し上げます。
ご多忙の中、甚だ恐縮ではございますが、何卒本調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 調査内容及び記載方法に関するお問い合わせは、下記担当者までお願い致します。

【本件に係るお問合せ】

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル4階
財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 研究部
(電話) 03-5793-9412 (FAX) 03-5793-9414
(担当者) 菅谷、齋藤、川名、塩田

【記入上のご注意】

- (1) ご回答は直接アンケート用紙の回答欄にご記入ください。
- (2) ご回答の記入例

Q1. 次の①～③の中で最も該当するもの1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください

[] ① ~
[○] ② ~
[] ③ ~

Q2. 次の設問について重要度を判断し、左の回答欄の選択肢1～3の中から選んで回答欄の選択肢番号に○印を付けてください

1. 重要である、2. 重要でない、3. わからない

① 2 3 ① ~
1 2 ③ ② ~
1 ② 3 ③ ~

- (3) 各設問につきましてよくわからない場合でも出来るだけご回答頂きますようお願い致します。

平成21年10月16日(金)までにご投函ください。

「企業年金制度のあり方に関するアンケート」調査票(企業用)

◆貴社の業種について該当する番号を1つだけ選び、○印を付けてください。

- | | | | |
|----------|--------------|-------------|-----------|
| 1. 水産・農林 | 10. ゴム製品 | 18. 精密機器 | 27. 陸運 |
| 2. 鉱業 | 11. ガラス・土石製品 | 19. その他製品 | 28. 海運 |
| 3. 建設 | 12. 鉄鋼 | 20. 卸売業 | 29. 空運 |
| 4. 食料品 | 13. 非鉄金属 | 21. 小売業 | 30. 倉庫・運輸 |
| 5. 繊維製品 | 14. 金属製品 | 22. 銀行 | 31. 通信 |
| 6. パルプ・紙 | 15. 機械 | 23. その他金融 | 32. 電気・ガス |
| 7. 化学 | 16. 電気機器 | 24. 証券・商品先物 | 33. サービス |
| 8. 医薬品 | 17. 輸送用機器 | 25. 保険 | |
| 9. 石油・石炭 | | 26. 不動産 | |

◆貴社の資本金について該当する番号を1つだけ選び、○印を付けてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 1億円未満 | 5. 20億円以上～30億円未満 |
| 2. 1億円以上～5億円未満 | 6. 30億円以上～50億円未満 |
| 3. 5億円以上～10億円未満 | 7. 50億円以上～100億円未満 |
| 4. 10億円以上～20億円未満 | 8. 100億円以上～ |

◆上場、非上場についてお伺い致します。該当する番号どちらかに1つだけに○印を付けてください。

- | |
|----------|
| 1. 上場企業 |
| 2. 非上場企業 |



証券コード(*1)

(*1:証券コードは上場企業の場合のみ差し支えない範囲でご記入ください)

◆貴社の従業員数について該当する番号を1つだけ選び、○印を付けてください。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 100人未満 | 4. 500人以上～1000人未満 |
| 2. 100人以上～300人未満 | 5. 1000人以上～3000人未満 |
| 3. 300人以上～500人未満 | 6. 3000人以上～ |

◆貴社の定年年齢は何歳ですか？該当する番号を1つだけ選び、○印を付けてください。

- | | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 1. 60歳 | 3. 62歳 | 5. 64歳 | 7. 66歳以上 |
| 2. 61歳 | 4. 63歳 | 6. 65歳 | 8. 定年なし |

Q1. 貴社の退職給付制度(一時金・年金)についてお伺い致します。

Q1-1. 貴社の退職給付制度について、大学卒業(新卒採用)者が定年まで勤めた場合の標準的な退職給付金額(全て一時金で受け取った場合の合計額)はいくら位ですか？

次の①～⑦の中から最も該当するもの1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| (回答欄) | (回答欄) | (回答欄) |
| [] ① 退職給付
制度なし | [] ② 1000万円未満 | [] ⑤ 2000万円以上～2500万円未満 |
| | [] ③ 1000万円以上～1500万円未満 | [] ⑥ 2500万円以上～3000万円未満 |
| | [] ④ 1500万円以上～2000万円未満 | [] ⑦ 3000万円以上 |

①に○印を付けた方は下のQ1-2にご回答ください

②～⑦に○印を付けた方は右側のQ1-3～Q1-7にご回答ください

Q1-2. Q1-1で①に○印を付けた方にお伺い致します。貴社で退職給付制度を導入していない理由は何ですか？

(回答欄) 次の①～④の中から最も該当するもの1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- | |
|------------------------------------|
| [] ① 企業として財政的な余裕がないため |
| [] ② 賃金に含めて支払っているという考えであるため |
| [] ③ 従業員の老後保障は国が担うべきものであると考えているため |
| [] ④ その他() |

Q1-3. Q1-1でお答え頂いた退職給付金額を、貴社で導入している退職給付制度にそれぞれ配分すると、
 (回答欄) それぞれどの位の割合ですか？合計が100%となるようにカッコ内にその割合を記載してください。

[<input type="text"/> %] ① 退職一時金(②～⑧以外)	[<input type="text"/> %] ⑤ 適格退職年金
[<input type="text"/> %] ② 厚生年金基金	[<input type="text"/> %] ⑥ 企業型確定拠出年金
[<input type="text"/> %] ③ 確定給付企業年金(基金型)	[<input type="text"/> %] ⑦ 中小企業退職金共済
[<input type="text"/> %] ④ 確定給付企業年金(規約型)	[<input type="text"/> %] ⑧ その他自社年金等

(具体的に記載:)

Q1-4. 貴社の退職給付制度が一時金支払いのみで年金支払いを導入していない場合にお伺い致します。
 その理由はなんですか？次の①～④の中から最も該当するものを1つだけ選びカッコ内に○印を付けてください。

(回答欄) 【注】一時支払いと年金支払いの両方を導入されている場合は「⑤該当せず」に○印を付けてください。

[] ① 退職一時金制度のみで十分であると考えているため
 [] ② 年金制度では企業側の維持及び管理事務の負担が大きいため
 [] ③ 従業員の老後保障(年金)は国が担うべきものであると考えているため
 [] ④ その他()
 [] ⑤ 該当せず

Q1-5. 貴社の退職給付制度が年金支払いのみで一時金支払いを導入していない場合にお伺い致します。
 その理由はなんですか？次の①～③の中から最も該当するものを1つだけ選びカッコ内に○印を付けてください。

(回答欄) 【注】一時支払いと年金支払いの両方を導入されている場合は「④該当せず」に○印を付けてください。

[] ① 従業員の老後保障のためには一時金ではなく年金で支給すべきと考えているため
 [] ② 公的年金の支給額だけでは十分ではないと考えているため
 [] ③ その他()
 [] ④ 該当せず

Q1-6. 企業が退職給付制度を導入する理由として、一般的に以下の①～⑥があるとされていますが、
 (回答欄) 以下の①～⑥について、それぞれ貴社の考えにどの程度当てはまるかを判断し、選択肢1～6の中から最も近いと思われるものを選んで、左の回答欄の選択肢番号に、○印を付けてください。

全く当てはまらない	1	2	3	4	5	6	① 優秀な人材を採用するため																												
								1	2	3	4	5	6	② 優秀な人材の転職を防ぐため																					
															1	2	3	4	5	6	③ 従業員の士気を高めるため														
																						1	2	3	4	5	6	④ 従業員の老後の生活保障のため							
																													1	2	3	4	5	6	⑤ 労働条件で同業他社と比べ遜色ないようにするため

(選択肢) 1. 全く当てはまらない、2. あまり当てはまらない、3. どちらかと言えば当てはまらない、
 4. どちらかと言えば当てはまる、5. 大体当てはまる、6. 非常によく当てはまる

Q1-7. 単独型または連合型の厚生年金基金・企業年金基金を実施している企業の方へお伺い致します。
 ※単独型または連合型厚生年金基金・企業年金基金を実施していない場合は【2ページ】左側のQ2へお進みください。

(1) 貴基金の代議員会、理事会の構成人数について、分かる範囲でご記入ください。

【注】①は選定代議員と互選代議員、②は選定理事と互選理事を含めた全体の人数をそれぞれにご記入ください

① 代議員会 … () 人

② 理事会 … () 人

(2) 代議員、理事の母体企業との兼務者の役職について、お差し支えない範囲でご記入ください。

① 代議員のうち母体企業との兼務者の役職について下記に該当するもの全てに○印を付けてください。

(回答欄) (取締役、人事部(課)長、総務部(課)長、財務部(課)長、組合役員、)

(その他:具体的に記載⇒)

② 理事のうち母体企業との兼務者の役職について下記に該当するもの全てに○印を付けてください。

(回答欄) (取締役、人事部(課)長、総務部(課)長、財務部(課)長、組合役員、)

(その他:具体的に記載⇒)



【2ページ】左側のQ2へお進みください

(企業用)

【2ページ】

Q2. 現状の企業年金制度についてお伺い致します。

Q2-1～Q2-4の設問について、それぞれ貴社の考えにどの程度当てはまるかを判断し、選択肢1～6の中から最も近いと思われるものを選んで、左の回答欄の選択肢番号に○印を付けて下さい。

(回答欄)

全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる
1	2	3	4	5	6

(選択肢) 1. 全く当てはまらない、2. あまり当てはまらない、3. どちらかと言えば当てはまらない、4. どちらかと言えば当てはまる、5. 大体当てはまる、6. 非常によく当てはまる

Q2-1. 確定給付型の制度についてお伺い致します。

【注】確定給付型の制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 従業員の老後保障の観点から確定給付型の年金制度を維持することが望ましいと考える |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 確定給付型ではない年金制度であっても、従業員の老後保障に十分資すると考える |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 確定給付型と確定拠出型それぞれのメリットを持つ、新たな年金制度が今後更に重要になると考える |

Q2-2. 厚生年金基金制度についてお伺い致します。

【注】厚生年金基金制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 国の代行給付を含めて資産運用をすることに規模のメリットがあると考え |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 国の代行給付を含めて受給者に給付することで企業から支払われる給付に厚みが増すことにメリットがあると考え |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 総合型厚生年金基金等、中小企業が加入しやすいことにメリットがあると考え |

Q2-3. 企業型確定拠出年金制度についてお伺い致します。

【注】企業型確定拠出年金制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 従業員の老後保障を考え60歳を過ぎても一時金ではなく、年金で受け取るようにすべきである |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 従来の退職一時金と同様に、60歳前であっても引き出すことができるようにすべきである |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 従業員は運用商品を選択するための知識を十分に持っている |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ④ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、投資教育を行うことによって解決することができる |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑤ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、従業員に対して相応しい商品が自動的に選択されるような仕組みを導入するべきである(例:デフォルトファンド) |

Q2-4. 企業型確定拠出年金制度の老齢給付を終身年金で支給することについてお伺い致します。

【注】企業型確定拠出年金制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 事業主(企業)にプラン内で終身年金の商品を用意することを法令上義務付けるべきである |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 年金原資を公的な機関(例:国民年金基金連合会や企業年金連合会)に移換し、当該機関で終身年金を受給することが出来る仕組みを構築することがよい |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 受給者が企業型確定拠出年金制度からの給付を一時金で受け取り、生命保険会社の個人終身年金保険を購入すればよく、特段の措置を講じる必要はない |

Q3. 今後の企業年金制度がどうあるべきかについてお伺い致します。

少子、高齢化が進む中、公的年金の給付水準適正化や支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、今後、企業年金制度をどのようにしたらよいかについて、Q3-1～Q3-4の設問にお答えください。

Q3-1. 老後保障における公的年金と企業年金の役割についてどう考えますか？

(回答欄) 次の①～⑤の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① 退職後の老後保障は基本的には公的年金のみで保障されるべきである
- [] ② 公的年金を主としながら、企業年金を従としていくべきである
- [] ③ 公的年金の水準を落とし、企業年金の導入を促進していくべきである
- [] ④ わからない
- [] ⑤ その他()

Q3-2. 企業年金を今後更に普及させるために、国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることに

(回答欄) ついてどう考えますか？

次の①②のうち貴社の考えに近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① 企業年金に優遇措置を講じ普及を図るべきである (⇒下記(1)にお進み下さい)
- [] ② 企業年金に優遇措置を講じる必要はない (⇒下記(2)にお進み下さい)

(1)企業年金を優遇すべき理由について、次の①～③の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① 企業年金は公的年金を補完するものであるから
- [] ② 企業年金は年金資産が積み立てられている制度であるから
- [] ③ その他()

(1)へ進む

(2)企業年金に優遇措置を講じる必要がない理由について、次の①～③の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① 企業年金は各企業の任意の取り組みであるから
- [] ② 企業年金がある企業だけを優遇するのは不公平だから
- [] ③ その他()

(2)へ進む

Q3-3. 企業年金に対し国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、一定の基準を設け基準をクリアした企業年金だけに優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについてお伺いします。

(1)優遇措置適用の是非を企業年金制度毎に決めることとした場合、その範囲をどう考えますか？

(回答欄) 次の①～⑥の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① 厚生年金基金のみを優遇する
- [] ② 厚生年金基金と基金型確定給付企業年金のみを優遇する
- [] ③ 厚生年金基金と確定給付企業年金(基金型・規約型)を優遇する
- [] ④ 厚生年金基金、確定給付企業年金(基金型・規約型)、企業型確定拠出年金を優遇する
- [] ⑤ わからない
- [] ⑥ その他()



【3ページ】左側の(2)へお進みください